

○ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案 三段表

(ゴシック部分は修正部分、傍線部分は改正部分)

修正案	改正案	現行法
<p>住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進等に関する法律</p> <p>目次</p> <p>第一章 総則(第一条―第三条)</p> <p>第二章 基本方針(第四条)</p> <p>第三章 都道府県賃貸住宅供給促進等計画及び市町村賃貸住宅供給促進等計画(第五条―第七条)</p> <p>第四章 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業</p> <p>第一節 登録(第八条―第十五条)</p> <p>第二節 業務(第十六条・第十七条)</p> <p>第三節 登録住宅に係る特例(第十八条―第二十一条)</p> <p>第四節 監督(第二十二条―第二十四条)</p> <p>第五節 指定登録機関(第二十五条―第三十七条)</p> <p>第六節 雑則(第三十八条・第三十九条)</p>	<p>住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律</p> <p>目次</p> <p>第一章 総則(第一条―第三条)</p> <p>第二章 基本方針(第四条)</p> <p>第三章 都道府県賃貸住宅供給促進計画及び市町村賃貸住宅供給促進計画(第五条―第七条)</p> <p>第四章 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業</p> <p>第一節 登録(第八条―第十五条)</p> <p>第二節 業務(第十六条・第十七条)</p> <p>第三節 登録住宅に係る特例(第十八条―第二十一条)</p> <p>第四節 監督(第二十二条―第二十四条)</p> <p>第五節 指定登録機関(第二十五条―第三十七条)</p> <p>第六節 雑則(第三十八条・第三十九条)</p>	<p>住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律</p> <p>(新設)</p>

第五章 住宅確保要配慮者居住支援法人

(第四十条―第五十条)

第六章 住宅確保要配慮者居住支援協議会

(第五十一条・第五十二条)

第七章 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進等に関する施策

(第五十三条―第五十八条)

第八章 雑則(第五十九条―第六十一条)

第九章 罰則(第六十二条―第六十五条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、住生活基本法(平成十八年法律第六十一号)の基本理念にのっとり、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進及び住宅確保要配慮者の居住の支援(以下「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進等」という。)に関し、

国土交通大臣による基本方針の策定、都道府県及び市町村による賃貸住宅供給促進等

計画の作成、住宅確保要配慮者の円滑な入

居の促進等について定めることにより、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の

供給の促進に関する、国土交通大臣による基本方針の策定、都道府県及び市町村による賃貸住宅供給促進計画の作成、住宅確保要

配慮者の円滑な入居を促進するための賃貸住宅の登録制度等について定めることにより、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の

供給の促進等に関する、国土交通大臣による基本方針の策定、都道府県及び市町村による賃貸住宅供給促進計画の作成、住宅確保要配慮者の円滑な入

居の促進等について定めることにより、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する、国土交通大臣による基本方針の策定、都道府県及び市町村による賃貸住宅供給促進計画の作成、住宅確保要配慮者の円滑な入

居の促進等について定めることにより、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する、国土交通大臣による基本方針の策定、都道府県及び市町村による賃貸住宅供給促進計画の作成、住宅確保要配慮者の円滑な入

居の促進等について定めることにより、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する、国土交通大臣による基本方針の策定、都道府県及び市町村による賃貸住宅供給促進計画の作成、住宅確保要配慮者の円滑な入

第五章 住宅確保要配慮者居住支援法人

(第四十条―第五十条)

第六章 住宅確保要配慮者居住支援協議会

(第五十一条・第五十二条)

第七章 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する施策(第五十三条―第五十七条)

第八章 雑則(第五十八条―第六十条)

第九章 罰則(第六十一条―第六十四条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、住生活基本法(平成十八年法律第六十一号)の基本理念にのっとり、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関し、国土交通大臣による基本方針の策定、都道府県及び市町村による賃貸住宅供給促進計画の作成、住宅確保要

配慮者の円滑な入居を促進するための賃貸住宅の登録制度等について定めることにより、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の

供給の促進に関する、国土交通大臣による基本方針の策定、都道府県及び市町村による賃貸住宅供給促進計画の作成、住宅確保要

配慮者の円滑な入居を促進するための賃貸住宅の登録制度等について定めることにより、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の

供給の促進に関する、国土交通大臣による基本方針の策定、都道府県及び市町村による賃貸住宅供給促進計画の作成、住宅確保要

配慮者の円滑な入居を促進するための賃貸住宅の登録制度等について定めることにより、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の

供給の促進に関する、国土交通大臣による基本方針の策定、都道府県及び市町村による賃貸住宅供給促進計画の作成、住宅確保要

配慮者の円滑な入居を促進するための賃貸住宅の登録制度等について定めることにより、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の

供給の促進に関する、国土交通大臣による基本方針の策定、都道府県及び市町村による賃貸住宅供給促進計画の作成、住宅確保要

配慮者の円滑な入居を促進するための賃貸住宅の登録制度等について定めることにより、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の

供給の促進に関する、国土交通大臣による基本方針の策定、都道府県及び市町村による賃貸住宅供給促進計画の作成、住宅確保要配慮者の円滑な入

(目的)

第一条 この法律は、住生活基本法(平成十八年法律第六十一号)の基本理念にのっとり、低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭その他住宅の確保に

特に配慮を要する者(以下「住宅確保要配慮者」という。)に対する賃貸住宅の供給の

促進に関し、基本方針の策定その他の住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する施策の基本となる事項等を定め

る。この法律は、住生活基本法(平成十八年法律第六十一号)の基本理念にのっとり、低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭その他住宅の確保に

特に配慮を要する者(以下「住宅確保要配慮者」という。)に対する賃貸住宅の供給の

促進に関し、基本方針の策定その他の住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する施策の基本となる事項等を定め

る。この法律は、住生活基本法(平成十八年法律第六十一号)の基本理念にのっとり、低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭その他住宅の確保に

特に配慮を要する者(以下「住宅確保要配慮者」という。)に対する賃貸住宅の供給の

促進に関し、基本方針の策定その他の住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する施策の基本となる事項等を定め

居を促進するための賃貸住宅の登録制度、**住宅確保要配慮者居住支援法人**、**住宅確保要配慮者居住支援協議会**等について定めることにより、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の**促進等**に関する施策を総合的かつ効果的に推進し、もって国民生活の安定向上と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「住宅確保要配慮者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 生活保護法（昭和二十五年法律第四百十四号）**第六条第一項に規定する被保護者**（**第二十一条第一項において単に「被保護者」という。**）その他その収入が国土交通省令で定める金額を超えない者

- 二 **ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（平成十四年法律第百五号）第二条に規定するホームレス**

- 三 災害により滅失若しくは損傷した住宅

供給の**促進**に関する施策を総合的かつ効果的に推進し、もって国民生活の安定向上と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「住宅確保要配慮者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 **その収入が国土交通省令で定める金額を超えない者**

(新設)

- 二 災害（発生した日から起算して三年を

ることにより、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の**促進を図り**、もって国民生活の安定向上と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 (新設)

に当該災害が発生した日において居住していた者又は災害に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された同法第二条に規定する市町村の区域に当該災害が発生した日において住所を有していた者

四 高齢者

五 障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条第一号に規定する障害者

六 子ども（十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者をいう。）を養育している者

七 前各号に掲げるもののほか、住宅の確保に特に配慮を要するものとして国土交通省令で定める者

2
(略)

3
(略)

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、住宅確保要

経過していないものに限る。以下の号

において同じ。）により滅失若しくは損傷した住宅に当該災害が発生した日において居住していた者又は災害に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された同法第二条に規定する市町村の区域に当該災害が発生した日において住所を有していた者

三 高齢者

四 障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条第一号に規定する障害者

五 子ども（十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者をいう。）を養育している者

六 前各号に掲げるもののほか、住宅の確保に特に配慮を要するものとして国土交通省令で定める者

2|
(略)

3|
(略)

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、住宅確保要

2|
(略)

(略)

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、住宅確保要

配慮者に対する賃貸住宅の供給の**促進等**を図るため、必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

第二章 基本方針

第四条 国土交通大臣は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の**促進等**に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の**促進等**に関する基本的な方向
- 二 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の目標の設定に関する事項
- 三 住宅確保要配慮者に対する公的賃貸住宅の供給の促進に関する基本的な事項
- 四 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する基本的な事項
- 五 住宅確保要配慮者が入居する賃貸住宅の管理の適正化に関する基本的な事項

配慮者に対する賃貸住宅の供給の**促進**を図るため、必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

第二章 基本方針

第四条 国土交通大臣は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の**促進**に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の**促進**に関する基本的な方向
- 二 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の目標の設定に関する事項
- 三 住宅確保要配慮者に対する公的賃貸住宅の供給の促進に関する基本的な事項
- 四 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する基本的な事項
- 五 住宅確保要配慮者が入居する賃貸住宅の管理の適正化に関する基本的な事項

配慮者に対する賃貸住宅の供給の**促進**を図るため、必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

（新設）

（基本方針）

第四条 国土交通大臣は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の**促進**に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 （略）
 - 二 住宅確保要配慮者に対する公的賃貸住宅の供給の促進に関する基本的な事項
 - 三 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する基本的な事項
- （新設）

六 次条第一項に規定する都道府県賃貸住宅供給促進等計画及び第六条第一項に規定する市町村賃貸住宅供給促進等計画の作成に関する基本的な事項

七 前各号に掲げるもののほか、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進等に関する重要事項

3 3 6 (略)

第三章 都道府県賃貸住宅供給促進等

計画及び市町村賃貸住宅供給促進等計画

(都道府県賃貸住宅供給促進等計画)

第五条 都道府県は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域内における住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進等に関する計画（以下「都道府県賃貸住宅供給促進等計画」という。）を作成することができる。

2 都道府県賃貸住宅供給促進等計画においては、次に掲げる事項を記載するものとする。

六 次条第一項に規定する都道府県賃貸住宅供給促進計画及び第六条第一項に規定する市町村賃貸住宅供給促進計画の作成に関する基本的な事項

七 前各号に掲げるもののほか、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進等に関する重要事項

3 3 6 (略)

第三章 都道府県賃貸住宅供給促進計

画及び市町村賃貸住宅供給促進計画

(都道府県賃貸住宅供給促進計画)

第五条 都道府県は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域内における住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する計画（以下「都道府県賃貸住宅供給促進計画」という。）を作成することができる。

2 都道府県賃貸住宅供給促進計画においては、次に掲げる事項を記載するものとする。

(新設)

四 その他住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する重要事項

3 3 6 (略)

(新設)

(新設)

一 当該都道府県の区域内における住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の目標

二 次に掲げる事項であつて、前号の目標を達成するために必要なもの

イ 住宅確保要配慮者に対する公的賃貸住宅の供給の促進に関する事項

ロ 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する事項

ハ 住宅確保要配慮者が入居する賃貸住宅の管理の適正化に関する事項

三 計画期間

3 都道府県賃貸住宅供給促進等計画において

ては、前項各号に掲げる事項のほか、当該都道府県の区域内における住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進等に関する必要な事項を記載するよう努めるものとする。

4 都道府県は、当該都道府県の区域内において公社による第九条第一項第七号に規定する住宅確保要配慮者専用賃貸住宅の整備

一 当該都道府県の区域内における住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の目標

二 次に掲げる事項であつて、前号の目標を達成するために必要なもの

イ 住宅確保要配慮者に対する公的賃貸住宅の供給の促進に関する事項

ロ 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する事項

ハ 住宅確保要配慮者が入居する賃貸住宅の管理の適正化に関する事項

三 計画期間

3 都道府県賃貸住宅供給促進計画において

は、前項各号に掲げる事項のほか、当該都道府県の区域内における住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する必要な事項を記載するよう努めるものとする。

4 都道府県は、当該都道府県の区域内において公社による第九条第一項第七号に規定する住宅確保要配慮者専用賃貸住宅の整備

及び賃貸その他の管理に関する事業の実施が必要と認められる場合には、第二項第二号に掲げる事項に、当該事業の実施に関する事項を記載することができる。

5 都道府県は、**都道府県賃貸住宅供給促進等計画**に公社による前項に規定する事業の実施に関する事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、当該公社の同意を得なければならない。

6 都道府県は、当該都道府県の区域内において、特定優良賃貸住宅法第三条第四号に規定する資格を有する入居者をその全部又は一部について確保することができない特定優良賃貸住宅を活用し、住宅確保要配慮者(同号に規定する資格を有する者を除く。以下この項及び第七条第一項において同じ。)に対する住宅を供給することが必要と認められる場合には、第二項第二号に掲げる事項に、特定優良賃貸住宅の住宅確保要配慮者に対する賃貸に関する事項を記載することができる。

及び賃貸その他の管理に関する事業の実施が必要と認められる場合には、第二項第二号に掲げる事項に、当該事業の実施に関する事項を記載することができる。

5| 都道府県は、**都道府県賃貸住宅供給促進計画**に公社による前項に規定する事業の実施に関する事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、当該公社の同意を得なければならない。

6| 都道府県は、当該都道府県の区域内において、特定優良賃貸住宅法第三条第四号に規定する資格を有する入居者をその全部又は一部について確保することができない特定優良賃貸住宅を活用し、住宅確保要配慮者(同号に規定する資格を有する者を除く。以下この項及び第七条第一項において同じ。)に対する住宅を供給することが必要と認められる場合には、第二項第二号に掲げる事項に、特定優良賃貸住宅の住宅確保要配慮者に対する賃貸に関する事項を記載することができる。

7 都道府県は、**都道府県賃貸住宅供給促進**

等計画に特定優良賃貸住宅の住宅確保要配慮者に対する賃貸に関する事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、当該都道府県の区域内の市（特別区を含む。以下同じ。）の長の同意を得なければならぬ。

8 都道府県は、**都道府県賃貸住宅供給促進**

等計画を作成しようとするときは、あらかじめ、インターネットの利用その他の国土交通省令で定める方法により、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、当該都道府県の区域内の市町村に協議しなければならない。この場合において、第五十一条第一項の規定により住宅確保要配慮者居住支援協議会を組織し、又は地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法（平成十七年法律第七十九号。第五十二条において「地域住宅特別措置法」という。）第五条第一項の規定により地域住宅協

7| 都道府県は、**都道府県賃貸住宅供給促進**

計画に特定優良賃貸住宅の住宅確保要配慮者に対する賃貸に関する事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、当該都道府県の区域内の市（特別区を含む。以下同じ。）の長の同意を得なければならぬ。

8| 都道府県は、**都道府県賃貸住宅供給促進**

計画を作成しようとするときは、あらかじめ、インターネットの利用その他の国土交通省令で定める方法により、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、当該都道府県の区域内の市町村に協議しなければならない。この場合において、第五十一条第一項の規定により住宅確保要配慮者居住支援協議会を組織し、又は地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法（平成十七年法律第七十九号。第五十二条において「地域住宅特別措置法」という。）第五条第一項の規定により地域住宅協

議会を組織している都道府県にあつては、当該住宅確保要配慮者居住支援協議会又は地域住宅協議会の意見を聴かなければならない。

9 都道府県は、**都道府県賃貸住宅供給促進等計画**を作成したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、国土交通大臣及び当該都道府県の区域内の市町村にその写しを送付しなければならない。

10 第四項から前項までの規定は、**都道府県賃貸住宅供給促進等計画**の変更について準用する。

(市町村賃貸住宅供給促進等計画)

第六条 市町村は、基本方針（**都道府県賃貸住宅供給促進等計画**）が作成されている場合にあつては、**都道府県賃貸住宅供給促進等計画**に基づき、当該市町村の区域内における住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進等に関する計画（以下「**市町村賃貸住宅供給促進等計画**」という。）を作成することができる。

を組織している都道府県にあつては、当該住宅確保要配慮者居住支援協議会又は地域住宅協議会の意見を聴かなければならない。

9| 都道府県は、**都道府県賃貸住宅供給促進計画**を作成したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、国土交通大臣及び当該都道府県の区域内の市町村にその写しを送付しなければならない。

10| 第四項から前項までの規定は、**都道府県賃貸住宅供給促進計画**の変更について準用する。

(市町村賃貸住宅供給促進計画)

第六条 市町村は、基本方針（**都道府県賃貸住宅供給促進計画**）が作成されている場合にあつては、**都道府県賃貸住宅供給促進計画**に基づき、当該市町村の区域内における住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する計画（以下「**市町村賃貸住宅供給促進計画**」という。）を作成することができる。

（新設）

2 市町村賃貸住宅供給促進等計画において

は、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 当該市町村の区域内における住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の目標
- 二 次に掲げる事項であつて、前号の目標を達成するために必要なもの

イ 住宅確保要配慮者に対する公的賃貸住宅の供給の促進に関する事項

ロ 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する事項

ハ 住宅確保要配慮者が入居する賃貸住宅の管理の適正化に関する事項

三 計画期間

3 前条第三項から第十項までの規定は、市

町村賃貸住宅供給促進等計画について準用

する。この場合において、同条第三項中「前項各号」とあるのは「次条第二項各号」と、

「当該都道府県」とあるのは「当該市町村（特別区を含む。以下この条において同じ。）」と、同条第四項及び第六項中「都道府県」とあるのは「市町村」と、「第二項第

三」計画期間

2| 市町村賃貸住宅供給促進計画において

は、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 当該市町村の区域内における住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の目標
- 二 次に掲げる事項であつて、前号の目標を達成するために必要なもの

イ| 住宅確保要配慮者に対する公的賃貸住宅の供給の促進に関する事項

ロ| 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する事項

ハ| 住宅確保要配慮者が入居する賃貸住宅の管理の適正化に関する事項

三| 計画期間

3| 前条第三項から第十項までの規定は、市

町村賃貸住宅供給促進計画について準用す

る。この場合において、同条第三項中「前項各号」とあるのは「次条第二項各号」と、

「当該都道府県」とあるのは「当該市町村（特別区を含む。以下この条において同じ。）」と、同条第四項及び第六項中「都道府県」とあるのは「市町村」と、「第二項第

三」計画期間

二号」とあるのは「次条第二項第二号」と、同条第五項、第八項及び第九項中「都道府県は」とあるのは「市町村は」と、同条第七項中「都道府県は」とあるのは「町村は」と、「当該都道府県の区域内の市(特別区を含む。以下同じ。)の長」とあるのは「都道府県知事」と、同条第八項及び第九項中「当該都道府県の区域内の市町村」とあるのは「都道府県」と、同条第八項中「都道府県に」とあるのは「市町村に」と読み替えるものとする。

(特定優良賃貸住宅の入居者の資格に係る認定の基準の特例)

第七条 特定優良賃貸住宅法第五条第一項に規定する認定事業者(第三項において単に「認定事業者」という。)は、次に掲げる区域内において、特定優良賃貸住宅の全部又は一部について特定優良賃貸住宅法第三条第四号に規定する資格を有する入居者を国土交通省令で定める期間以上確保することができないときは、特定優良賃貸住宅法の

二号」とあるのは「次条第二項第二号」と、同条第五項、第八項及び第九項中「都道府県は」とあるのは「市町村は」と、同条第七項中「都道府県は」とあるのは「町村は」と、「当該都道府県の区域内の市(特別区を含む。以下同じ。)の長」とあるのは「都道府県知事」と、同条第八項及び第九項中「当該都道府県の区域内の市町村」とあるのは「都道府県」と、同条第八項中「都道府県に」とあるのは「市町村に」と読み替えるものとする。

(特定優良賃貸住宅の入居者の資格に係る認定の基準の特例)

第七条 特定優良賃貸住宅法第五条第一項に規定する認定事業者(第三項において単に「認定事業者」という。)は、次に掲げる区域内において、特定優良賃貸住宅の全部又は一部について特定優良賃貸住宅法第三条第四号に規定する資格を有する入居者を国土交通省令で定める期間以上確保することができないときは、特定優良賃貸住宅法の

(新設)

規定にかかわらず、都道府県知事（市の区域内にあつては、当該市の長。第三項において同じ。）の承認を受けて、その全部又は一部を住宅確保要配慮者に賃貸することができる。

一 第五条第六項の規定により**都道府県賃貸住宅供給促進等計画**に特定優良賃貸住宅の住宅確保要配慮者に対する賃貸に関する事項を記載した都道府県の区域

二 前条第三項において準用する第五条第六項の規定により**市町村賃貸住宅供給促進等計画**に特定優良賃貸住宅の住宅確保要配慮者に対する賃貸に関する事項を記載した市町村の区域

2 (略)

3 認定事業者が第一項の規定による都道府県知事の承認を受けた場合における特定優良賃貸住宅法第十一条第一項の規定の適用については、同項中「処分」とあるのは、

「処分又は**住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進等に関する法律**（平成十

規定にかかわらず、都道府県知事（市の区域内にあつては、当該市の長。第三項において同じ。）の承認を受けて、その全部又は一部を住宅確保要配慮者に賃貸することができる。

一 第五条第六項の規定により**都道府県賃貸住宅供給促進計画**に特定優良賃貸住宅の住宅確保要配慮者に対する賃貸に関する事項を記載した都道府県の区域

二 前条第三項において準用する第五条第六項の規定により**市町村賃貸住宅供給促進計画**に特定優良賃貸住宅の住宅確保要配慮者に対する賃貸に関する事項を記載した市町村の区域

2| (略)

3| 認定事業者が第一項の規定による都道府県知事の承認を受けた場合における特定優良賃貸住宅法第十一条第一項の規定の適用については、同項中「処分」とあるのは、

「処分又は**住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律**（平成十九

九年法律第百十二号)第七条第二項の規定」とする。

第四章 住宅確保要配慮者円滑入居賃

貸住宅事業

第一節 登録

(登録の基準等)

第十条 都道府県知事は、第八条の登録の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときは、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除き、その登録をしなければならない。

一〇四 (略)

五 その他基本方針(住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅が**市町村賃貸住宅供給促進等計画**が作成されている市町村の区域内にある場合)あつては基本方針及び**市町村賃貸住宅供給促進等計画**、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅が**都道府県賃貸住宅供給促進等計画**が作成されている都道府県の区域(当該市町村の区域を除く。)内にある場合)あつては基本方針及

年法律第百十二号)第七条第二項の規定」とする。

第四章 住宅確保要配慮者円滑入居賃

貸住宅事業

第一節 登録

(登録の基準等)

第十条 都道府県知事は、第八条の登録の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときは、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除き、その登録をしなければならない。

一〇四 (略)

五 その他基本方針(住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅が**市町村賃貸住宅供給促進計画**が作成されている市町村の区域内にある場合)あつては基本方針及び**市町村賃貸住宅供給促進計画**、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅が**都道府県賃貸住宅供給促進計画**が作成されている都道府県の区域(当該市町村の区域を除く。)内にある場合)あつては基本方針及び**都道**

(新設)

(新設)

(新設)

び都道府県賃貸住宅供給促進等計画）に

照らして適切なものであること。

255 (略)

第三節 登録住宅に係る特例

(委託により公社の行う住宅確保要配慮者専用賃貸住宅の整備等の業務)

第十八条 公社は、地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第二百二十四号）第二十一条に規定する業務のほか、次に掲げる区域内において、委託により、住宅確保要配慮者専用賃貸住宅（登録住宅であるものに限る。）の整備及び賃貸その他の管理の業務を行うことができる。

一 第五条第四項の規定により都道府県賃

貸住宅供給促進等計画に公社による同項

に規定する事業の実施に関する事項を記載した都道府県の区域

二 第六条第三項において準用する第五条

第四項の規定により市町村賃貸住宅供給

促進等計画に公社による同項に規定する

事業の実施に関する事項を記載した市町

府県賃貸住宅供給促進計画）に照らして

適切なものであること。

255 (略)

第三節 登録住宅に係る特例

(委託により公社の行う住宅確保要配慮者専用賃貸住宅の整備等の業務)

第十八条 公社は、地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第二百二十四号）第二十一条に規定する業務のほか、次に掲げる区域内において、委託により、住宅確保要配慮者専用賃貸住宅（登録住宅であるものに限る。）の整備及び賃貸その他の管理の業務を行うことができる。

一 第五条第四項の規定により都道府県賃

貸住宅供給促進計画に公社による同項に

規定する事業の実施に関する事項を記載した都道府県の区域

二 第六条第三項において準用する第五条

第四項の規定により市町村賃貸住宅供給

促進計画に公社による同項に規定する事

業の実施に関する事項を記載した市町村

(新設)

(新設)

村の区域

2 前項の規定により公社が同項に規定する業務を行う場合には、地方住宅供給公社法第四十九条第三号中「第二十一条に規定する業務」とあるのは、「第二十一条に規定する業務及び**住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進等に関する法律**（平成十九年法律第百二十二号）第十八条第一項に規定する業務」とする。

（保護の実施機関による被保護入居者の状況の把握等）

第二十一条 登録事業者（第五十一条第一項の住宅確保要配慮者居住支援協議会の構成員であることその他の国土交通省令・厚生労働省令で定める要件に該当する者に限る。）は、被保護入居者（被保護者である登録住宅入居者をいい、登録住宅入居者となる者とする者を含む。以下この条において同じ。）が家賃の請求に応じないことその他の被保護入居者の居住の安定の確保を図る上で支障となるものとして国土交通省令・

の区域

2| 前項の規定により公社が同項に規定する業務を行う場合には、地方住宅供給公社法第四十九条第三号中「第二十一条に規定する業務」とあるのは、「第二十一条に規定する業務及び**住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律**（平成十九年法律第百二十二号）第十八条第一項に規定する業務」とする。

（保護の実施機関による被保護入居者の状況の把握等）

第二十一条 登録事業者（第五十一条第一項の住宅確保要配慮者居住支援協議会の構成員であることその他の国土交通省令・厚生労働省令で定める要件に該当する者に限る。）は、被保護入居者（被保護者（**生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第六条第一項に規定する被保護者をいう。**）である登録住宅入居者をいい、登録住宅入居者となる者とする者を含む。以下この条において同じ。）が家賃の請求に応じないこと

（新設）

厚生労働省令で定める事情があるときは、国土交通省令・厚生労働省令で定めるところにより、その旨を保護の実施機関（生活保護法第十九条第四項に規定する保護の実施機関をいう。次項において同じ。）に通知することができる。

2 (略)

第七章 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進等に関する施策

(公的賃貸住宅の供給の促進)

第五十三条 国及び地方公共団体は、**公的賃貸住宅の供給が十分に確保されることが住宅確保要配慮者の居住の安定の前提となるものであることに鑑み**、所得の状況、心身の状況、世帯構成その他の住宅確保要配慮者の住宅の確保について配慮を必要とする事情を勘案し、既存の公的賃貸住宅の有効活用を図りつつ、公的賃貸住宅の適切な供

その他の被保護入居者の居住の安定の確保を図る上で支障となるものとして国土交通省令・厚生労働省令で定める事情があるときは、国土交通省令・厚生労働省令で定めるところにより、その旨を保護の実施機関（**同法第十九条第四項に規定する保護の実施機関をいう。次項において同じ。**）に通知することができる。

2| (略)

第七章 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する施策

(公的賃貸住宅の供給の促進)

第五十三条 国及び地方公共団体は、所得の状況、心身の状況、世帯構成その他の住宅確保要配慮者の住宅の確保について配慮を必要とする事情を勘案し、既存の公的賃貸住宅の有効活用を図りつつ、公的賃貸住宅の適切な供給の促進に**関し必要な施策を講ずるよう努めなければならない。**

(新設)

(公的賃貸住宅の供給の促進)

第五条 国及び地方公共団体は、所得の状況、心身の状況、世帯構成その他の住宅確保要配慮者の住宅の確保について配慮を必要とする事情を勘案し、既存の公的賃貸住宅の有効活用を図りつつ、公的賃貸住宅の適切な供給の促進に**関し必要な施策を講ずるよう努めなければならない。**

給の促進に関し必要な施策を講じなければ
ならない。

2 (略)

(家賃の補助等)

第五十五条 国及び地方公共団体は、住宅確保要配慮者の居住を支援するため、所得の状況その他の事情を勘案し住宅確保要配慮者に対する家賃の一部の補助を行うことその他住宅確保要配慮者の経済的な負担の軽減に関し必要な施策を講ずるものとする。

第五十六条 (略)

(住宅確保要配慮者の生活の安定及び向上に関する施策等との連携)

第五十七条 国及び地方公共団体は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進等に関する施策を推進するに当たっては、住宅確保要配慮者の自立の支援に関する施策、住宅確保要配慮者の福祉に関する施策、その他の住宅確保要配慮者の生活の安定及び向上に関する施策並びに良好な居住環境の形成に関する施策との連携を図るよう努

2 (略)

(新設)

第五十五条 (略)

(住宅確保要配慮者の生活の安定及び向上に関する施策等との連携)

第五十六条 国及び地方公共団体は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する施策を推進するに当たっては、住宅確保要配慮者の自立の支援に関する施策、住宅確保要配慮者の福祉に関する施策、その他の住宅確保要配慮者の生活の安定及び向上に関する施策並びに良好な居住環境の形成に関する施策との連携を図るよう努

2 (略)

第七条 (略)

(住宅確保要配慮者の生活の安定及び向上に関する施策等との連携)

第八条 国及び地方公共団体は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する施策を推進するに当たっては、住宅確保要配慮者の自立の支援に関する施策、住宅確保要配慮者の福祉に関する施策、その他の住宅確保要配慮者の生活の安定及び向上に関する施策並びに良好な居住環境の形成に関する施策との連携を図るよう努めな

めなければならない。

(地方公共団体への支援)

第五十八条 国は、地方公共団体が講ずる住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の**促進等**に関する施策を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第五十九条、**第六十五条** (略)

附則

(法制上の措置)

第三条 政府は、賃貸住宅の家賃等に係る債権の取立てに関して不当な行為が発生する等の家賃の支払に関連する賃借人の居住をめぐる状況に鑑み、賃借人の居住の安定を図る観点から、速やかに、家賃の支払に係る債務の保証を業とする者について登録制度を導入し、その事業に対し必要な規制を行い、その者の業務の適正な運営を確保するとともに、賃貸住宅の家賃等に係る債権の取立てに関する不当な行為を規制するた

めなければならない。

(地方公共団体への支援)

第五十七条 国は、地方公共団体が講ずる住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の**促進**に関する施策を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第五十八条、**第六十四条** (略)

附則

(新設)

ればならない。

(地方公共団体への支援)

第十二条 国は、地方公共団体が講ずる住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の**促進**に関する施策を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

め、必要な法制上の措置を講ずるものとする。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の**住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進等に関する法律**の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(独立行政法人住宅金融支援機構法の一部改正)

第五条 独立行政法人住宅金融支援機構法(平成十七年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

第十三条第一項第十号中「第二号」を「第四号」に改め、同条第二項第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同項第六号とし、同項中第三号を第五号とし、第二号を第四号とし、第一号の次に次の二号を加える。

(検討)

第三条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の**住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律**の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(独立行政法人住宅金融支援機構法の一部改正)

第四条 独立行政法人住宅金融支援機構法(平成十七年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

第十三条第一項第十号中「第二号」を「第四号」に改め、同条第二項第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同項第六号とし、同項中第三号を第五号とし、第二号を第四号とし、第一号の次に次の二号を加える。

二 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進等に関する法律（平成十九年法律第百十二号）第十九条の規定による貸付けを行うこと。

三 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進等に関する法律第二十条第一項の規定による保険を行うこと。

第十七条第二号中「これ」を「同条第二項第三号の業務並びにこれら」に改め、同条第三号中「第十三条第二項第二号」を「第十三条第二項第四号」に改める。

第十九条第一項中「並びに」を「及び」に、「及び第二号」を「から第四号まで」に改め、同条第三項及び第六項中「第十三条第二項第二号」を「第十三条第二項第四号」に改める。

第二十二条中「第二項第一号」の下に「若しくは第二号」を加える。

第二十八条中「第十三条第二項第二号」を「第十三条第二項第四号」に改める。

附則第七条第六項中「第二号」を「第

二 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成十九年法律第百十二号）第十九条の規定による貸付けを行うこと。

三 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第二十条第一項の規定による保険を行うこと。

第十七条第二号中「これ」を「同条第二項第三号の業務並びにこれら」に改め、同条第三号中「第十三条第二項第二号」を「第十三条第二項第四号」に改める。

第十九条第一項中「並びに」を「及び」に、「及び第二号」を「から第四号まで」に改め、同条第三項及び第六項中「第十三条第二項第二号」を「第十三条第二項第四号」に改める。

第二十二条中「第二項第一号」の下に「若しくは第二号」を加える。

第二十八条中「第十三条第二項第二号」を「第十三条第二項第四号」に改める。

附則第七条第六項中「第二号」を「第

四号まで「」に改める。

四号まで「」に改める。